

専決処分の報告について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 5 年 4 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第13条第9項中「第17条の3」を「第17条の3第1項」に改める。

第16条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第17条の3第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第9項中「第16条第1項」を「第16条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第10項、第11項、第13項から第16項まで、第19項及び第20項中「第16条第1項の」を「第16条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。